

平成20年度健全化判断比率及び資金不足比率を公表します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「財政健全化法」という）が制定され、各地方公共団体は、平成19年度決算から「健全化判断比率」（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）を公表することが義務付けされました。また、公営企業も資金不足比率の公表が義務付けられました。本町の平成20年度決算における健全化判断比率は次の表のとおりです。

平成20年度川西町健全化判断比率

(単位：%)

健全化判断比率	本町比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	15.00	20.00
連結実質赤字比率	-	20.00	40.00
実質公債費比率	20.8	25.0	35.0
将来負担比率	50.0	350.0	

※赤字額がないため、実質赤字比率と連結実質赤字比率は「-」表示となります。

平成20年度川西町資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	本町比率	経営健全化基準
水道事業会計	-	20.0
公共下水道事業特別会計	-	20.0

※経営健全化基準とは早期健全化基準に相当する基準です。

※資金不足額がないため、資金不足比率は「-」表示となります。

用語の説明

◆財政健全化法

従来の地方財政再建促進特別措置法は再建団体の基準しかなく、悪化の前兆を見つけて早期に是正する基準がありませんでした。

今回の財政健全化法では「早期健全化基準」（イエローカード）、「財政再生基準」（レッドカード）が設けられ、その基準を判断するために4つの指標を算定し、監査委員の審査に付した上で、議会に報告するとともに住民に対して公表することが義務付けられました。早期健全化基準や財政再生基準以上になった場合は、必要な計画を策定し、財政の健全化に取り組まなければなりません。

○早期健全化

健全化判断比率のいすれかが早期健全化基準を超えた場合、その団体は「財政健全化計画」を策定し、自主的な改善努力により財政健全化を図ることとなります。

○財政再生

健全化判断比率のいすれかが財政再生基準を超えた場合、その団体は「財政健全化計画」を策定し、国などの関与のもと確実な財政再建を図ることに

◆実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。

一般会計等の
実質赤字額

標準財政規模

計算式

実質
赤字比率

=

※標準財政規模：人口、面積等から定する当該団体の標準的な一般財源規模

※一般会計等の赤字額：一般会計及び住宅新築資金貸付事業特別会計の赤字額

◆連結実質赤字額

公営企業を含む全会計を対象とした実質赤字額（または資金不足額）の標準財政規模に対する比率です。

なし)

□・公営企業債の償還財源に充当した一般会計からの繰出金

対象公営企業・公共下水道特別会計、介護保険介護サービス事業勘定特別会計

ハ・一部事務組合等起こした地方債の償還財源に充当された負担金・補助金の額

対象組合：式下中学校組合、山辺広域行政事務組合、国保病院組合

二・公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出額

対象・利子補給等に係るもの

ホ・一時借入金の利子(本町該当なし)

③特定財源

④元利償還金・準元利償還金にかかる基準財政需要額：合理的で妥当な水準で行政を行った場合の財政需要を算定したもの

◆実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金(交付税充当分を除く)と準元利償還金の標準財政規模に対する比率。18%を超えると地方債を発行する際に許が必要となり、25%を超えると一部起債が制限されます。

計算式

連結実質赤字比率

連結実質赤字額
標準財政規模

計算式

実質公債費比率
(3ヵ年平均)

$(\text{①} + \text{②}) - (\text{③} + \text{④})$

標準財政規模 - ④

計算式

将来負担比率

$\text{①} - (\text{②} + \text{③} + \text{④})$

標準財政規模 - ⑤

◆将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。

ト・連結実質赤字額

チ・組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等負担見込額

ト・連結実質赤字額

のうち一般会計等負担見込額

ト・連結実質赤字額

のうち一般会計等負担見込額

◆資金不足比率

イ・満期一括償還地方債の1年あたりの元利償還金相当額(本町該当)

①元利償還金
②準元利償還金

公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率です。

計算式

資金の不足額
金
不足比率

資金の不足額
事業の規模

※資金の不足額：一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定したもの

○水道事業は、流動負債等から流動資産と解消可能資金不足額を引いた額

○公共下水道事業は、繰上充用額と支払繰延額・事業繰延額等から解消可能資金不足額を引いた額

※事業の規模：料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額

○水道事業は、営業収益の額から受託工事収益の額を引いた額

○公共下水道事業は、営業収益に相当する収入の額から受託工事収益に相当する収入の額を引いた額

問い合わせ 役場企画財政課

電話 0745 (44) 2211
(内線 251)

①将来負担額

イ・一般会計等の20年度末地方債残高

ハ・公営企業債の償還財源に充当する一般会計からの負担見込額

対象公営企業・公共下水道特別会計、介護保険介護サービス事業勘定特別会計

ハ・公営企業債の償還財源に充当する一般会計からの負担見込額

対象公営企業・公共下水道特別会計、介護保険介護サービス事業勘定特別会計